

筆筥地域にみどりの推進モデル地区を指定します！

みどりの推進モデル地区は、新宿区みどりの条例第 24 条に基づき、緑被率の低い地域に、新しく緑化の推進を図る地区です。

平成 22 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、筆筥地域に指定を行います。

モデル地区では、緑化計画書制度、接道部緑化助成制度、みどりの協定制度を活用し、高木植栽と生垣による緑化、地域の草花緑化をすすめていきます。



みどりの推進モデル地区指定区域

○緑化計画書制度の活用

<250 m²以上の敷地で建築行為等を行う際、みどりの条例に定める規模の緑化を義務付ける制度です。>
モデル地区では、高木と生垣を植栽した場合、延長と面積を 1.3 倍で算定します。

○接道部緑化助成制度の活用

<道路沿いに生垣を造る際、その工事費の一部を区が助成する制度です。>



改修前



改修後

モデル地区では助成単価、上限額をアップします。また、高木の植栽にも助成します。さらに、通常は助成の対象とならない、緑化計画書の基準以上の内容の緑化に助成します。

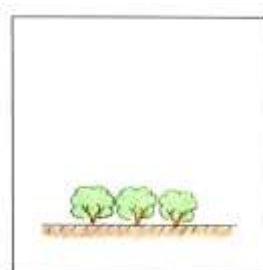
＊接道部緑化一助成額

	通常		モデル地区
生垣 (H1.0m~1.5m)	17,000 円/m	→	20,000 円/m
生垣 (H1.5m 以上)	21,000 円/m	→	23,000 円/m
高木 (H3.0m 以上)	なし	→	25,000 円/本
上 限 額	40 万円	→	50 万円

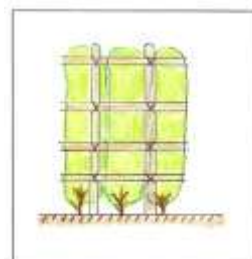
＊接道部緑化一助成額（緑化計画書対象者）

	通常		モデル地区
生垣 (H1.0m~1.5m)	なし	→	7,000 円/m
生垣 (H1.5m 以上)	なし	→	10,000 円/m

緑化計画書対象者は



通常



モデル地区

〇みどりの協定制度の活用



＜道路沿いを緑化する区民グループや団体に対し、区が草花や土などの緑化材料を支給し、地域の緑化を支援する制度です。＞

モデル地区では、グループの人数要件を緩和し、緑化材料の支給回数を増やし、より充実した支援を行います。

	通常		モデル地区
人 数	10 人グループ	→	5 人グループ
支給回数	年 1 回支給	→	年 2 回支給

【お問い合わせ】 新宿区みどり土木部みどり公園課みどりの係 03-5273-3924